

てんかんのある人が利用できる

# 福祉制度

## 3つのサポート

1

医療費を  
サポート

2

くらしと  
社会生活を  
サポート

3

生活費を  
サポート

医療法人 天仁会 天久台病院  
渡辺 裕貴

## はじめに

医療法人 天仁会 天久台病院

### 渡辺 裕貴

てんかんのある人が抱えている日常生活の不安や困難を少しでも軽くするために、世の中にはさまざまな福祉制度があります。しかし、これらの制度は、まだ十分に利用されているとはいえないようです。そこで、本冊子では、てんかんのある人が利用できる代表的な3つの制度をご紹介します。まずは制度の概要を知ることから始めましょう。

この3つの制度のほかにも、症状の程度や年齢、お住まいの地域によって、利用できる福祉制度がありますので、詳しくは、お近くの市町村の窓口や、病院などのソーシャルワーカー、または下記の相談専用ダイヤルにお問い合わせください。

### 日本てんかん協会(波の会)のご紹介

日本てんかん協会(波の会)は、国際てんかん協会の日本支部として、日本を代表する当事者を中心とした組織です。協会本部では、病気のことや経済的な悩み、生活上の問題など、また福祉制度に関する手続きを含めて、てんかんに理解のある相談員が相談に応じます。ひとりで抱え込まずに、まずはお気軽にご相談ください。

公益社団法人 日本てんかん協会 相談専用ダイヤル

TEL 03-3232-3811

月・水・金(平日のみ) 12:00~17:00

※てんかんは精神疾患ではありませんが、日本の制度の上では、精神の病気のひとつとして対応されています。

てんかんによる精神症状がなくても利用できる制度もありますし、精神科以外の医師による診断書作成も可能です。

## もくじ

## 1

## 医療費をサポート…自立支援医療制度

- こんなことで困っていませんか? こんな不安ありませんか? …… 3
- 自立支援医療制度はこんな制度です。 …… 4
- 自立支援医療制度にトライ!(手続きの方法) …… 6
- 教えて! 自立支援医療制度Q&A …… 7

## 2

## くらしと社会生活をサポート…精神障害者保健福祉手帳

- こんなことで困っていませんか? こんな不安ありませんか? …… 8
- 精神障害者保健福祉手帳はこんな制度です。 …… 9
- 精神障害者保健福祉手帳にトライ!(手続きの方法) …… 11
- 教えて! 精神障害者保健福祉手帳Q&A …… 12

## 3

## 生活費をサポート…障害年金

- こんなことで困っていませんか? こんな不安ありませんか? …… 13
- 障害年金はこんな制度です。 …… 14
- 障害年金にトライ!(手続きの方法) …… 16
- 教えて! 障害年金Q&A …… 17

こんなことで困っていませんか？ こんな不安ありませんか？

# 医療費のしんぱい

派遣社員です。

これから生涯にわたって  
ずっとてんかん治療を続けなくては  
ならないのかと思うと、  
治療費を払い  
続けられるかどうか、  
不安です。

てんかんの薬が  
変わったら、  
薬代が高くなってしまいました。  
診察代もかかるし、  
少しの負担増でも家計に  
響くので、治療を  
ためらってしまいます。

家族が通院している病院に  
てんかん患者用の  
デイケアのサービスがあるのですが、  
お金がかかりそうなので  
利用を見合わせています。  
週に1日でも利用できれば  
助かるのですが…。

**『自立支援医療制度』を  
ご存じですか？  
医療費の負担を、  
軽くしてくれる制度です。**

## 1

## 医療費をサポート…自立支援医療制度

## 自立支援医療制度はこんな制度です。

病院や診療所(クリニック)での医療費の一部を公費で負担します。

## 利用できるのはどんな人？

てんかんを含む精神科の病気で、通院での治療を続ける必要がある人は誰でも利用できます。

今は症状がなくても、今の状態を保ち、再発を予防するために通院治療を続ける必要があれば、対象となります。

## どんなサポートが受けられるの？

- 病院や診療所(クリニック)での入院以外の医療費(公的保険適応)の自己負担が、1割になります。
  - 対象となる医療  
外来での診察、外来での投薬・検査、往診、訪問看護、デイケアなど
  - 対象とならない医療  
入院での治療、公的保険適応外の治療や投薬、精神疾患と関係ない病気の治療など
- 所得に応じて、1か月あたりの医療費の上限額が定められており、それ以上を支払う必要はありません。
  - 1か月の医療費上限額  
※通院する患者さんと同一の公的健康保険に加入している人を「世帯」とし、所得は世帯あたりで計算します。

世帯所得		上限額
生活保護世帯		0円
市町村民税 非課税世帯	受給者の収入が80万円以下	2,500円
	受給者の収入が80万円以上	5,000円
市町村民税 課税世帯*	市町村民税 33,000円未満	5,000円
	市町村民税 33,000円以上235,000円未満	10,000円
	市町村民税 235,000円以上	20,000円

※令和6年3月31日までの経過的特例措置。令和6年4月1日以降の取扱いについては、自治体によって異なるため、担当窓口にお問い合わせください。

## 1 医療費をサポート…自立支援医療制度

### 利用できる施設は？

- 申請をしたときに登録した医療機関で利用できます。原則1か所\*です。  
※複数の施設が認められる場合がありますが、自治体によって対応が異なりますので、詳しくは担当窓口でご相談ください。
- 登録できるのは、都道府県または指定都市が指定した「指定自立支援医療機関」〔病院・診療所(クリニック)・薬局・訪問看護ステーションなど〕です。
- 精神科以外でも、てんかんの治療で通っている医療機関なら、登録できます。

### 有効期限は？

- 有効期限は1年です。1年ごとに更新を行ってください。

### 利用方法は？

- 受給の認定を受けたときに交付される「自立支援医療受給者証」と「自己負担上限額管理票」を、病院や薬局の利用時に、毎回提示してください。

### MEMO

- 市町村によっては、独自にさらなる医療費のサポート制度を設けているところがあります。相談窓口にお問い合わせください。
- 年齢や診断名によっては、自立支援医療制度と併せて利用できる医療費サポート制度があります。当てはまるものがないか、相談してみてください。

## 1 医療費をサポート…自立支援医療制度

### 自立支援医療制度にトライ!

自立支援医療制度の手続きは次のように行います。

#### どこで?

申請は市町村の担当窓口で行います。担当課の名前は市町村によって異なりますが、多くは「障害福祉課」「保健福祉課」「精神保健福祉課」などです。

#### 手続きに必要なものは?

1. 申請書(自立支援医療支給認定申請書)
  - ・市町村窓口にあります。(医療機関に置いてある場合もあります)
2. 医師の診断書
  - ・通院している病院・診療所(クリニック)で記載されたもので、申請日から3か月以内のものに限ります。また、この制度を利用できるのは都道府県などから指定された「指定自立支援医療機関」のみです。通院している病院・診療所(クリニック)が指定されているかどうか、事前にご確認ください。
  - ※精神障害者保健福祉手帳(→p.8)と同時に申請する場合や、前年の申請時に診断書を提出している場合など、診断書を省略できる場合がありますので、担当課でご確認ください。
3. 世帯の所得の状況などが確認できる資料
  - ・所得額によって、課税証明書、非課税証明書、障害年金の振込通知書、生活保護受給証明書など書類は異なります。ほとんどは市町村窓口で入手できます。
4. 健康保険証(コピー可)
  - ・加入している医療保険の、世帯全員の名前が記されている被保険者証、被扶養者証、組合員証など。

#### 認定されたら…

受給が認められたら、「自立支援医療受給者証」と「自己負担上限額管理票」が交付されます。

#### MEMO

市町村によって必要な書類が異なることがあります。担当課や精神保健福祉センターでご確認ください。

## 1 医療費をサポート…自立支援医療制度

### 教えて! 自立支援医療制度Q&A

**Q1** この制度を2か所以上の医療機関で利用することはできませんか？

**A1** 原則1医療機関です。ただし、別の病院で専門の検査が必要な場合など、2か所の登録が認められることもあります。

**Q2** 年齢制限はありますか？

**A2** ありません。お子さんでも、利用することができます。ただし、サービスによっては、65歳以上の方は介護保険の適用が優先される場合があります。

**Q3** この制度を利用して、職場や学校に病気のことを知られることはありませんか？

**A3** 個人情報厳守されます。職場や学校に制度を利用していることが通知されることはありません。

**Q4** 登録する医療機関や薬局は、変更できますか？

**A4** できます。お住まいの市町村の担当窓口で、手続きを行ってください。転院する場合には、転院先を受診する前に変更の届け出をすることも可能です。

こんなことで困っていませんか？ こんな不安ありませんか？

# くらしや社会生活についてのおしんぱい

今は両親と一緒に住んでいますが、いずれはひとりで生きていかななくてはなりません。将来も今と同じように生活していけるかどうか、不安です。

就職したいのですが、病気のことを理解してもらった上で仕事ができるかどうか、心配です。

仕事をしていないので、ほとんど家の中で過ごしていますが、もう少し外の世界へ出て、いろんなことを体験し、いろんな人と接してみたいと思っています。でも、外に出ると何かとお金がかかって…

『精神障害者保健福祉手帳』を  
ご存じですか？

障害をもつ人の、自立と社会への参加を、サポートしてくれる制度です。

## 2 くらしと社会生活をサポート…精神障害者保健福祉手帳

### 精神障害者保健福祉手帳はこんな制度です。

精神障害のある人の自立や社会参加、就職を支援するさまざまなサービスが受けられます。

### 利用できるのはどんな人？

- てんかんを含むなんらかの精神科の病気があり、長期にわたって日常生活や社会生活に障害<sup>※1</sup>がある人です。
- 初診日(病院に初めてかかった日)から6か月以上経ていれば、申請できます。
- 症状の程度によって1～3級の等級に分けられます。等級によって、受けられるサービスが変わります。

### 【参考】発作のタイプ・頻度による等級の判定基準

精神障害者保健福祉手帳の等級の判定は、発作のタイプ・程度のほかに、発作が起きていないときの障害<sup>※1</sup>の程度が考慮されます。

等級	発作のタイプ <sup>※2</sup> と頻度
1 級程度	・タイプAまたはBの発作が月に1回以上ある場合
2 級程度	・タイプAまたはBの発作が年に2回以上ある場合 ・タイプCまたはDの発作が月に1回以上ある場合
3 級程度	・タイプAまたはBの発作が年に2回未満の場合 ・タイプCまたはDの発作が月に1回未満の場合

※1 単身生活を行った場合に、自分で食事を用意する、規則正しく清潔に暮らす、他人とコミュニケーションを取る、趣味・娯楽に関心をもつなどのことに、どなたかの助言や介助が必要(または、助言や介助があった方がより適切に行える)な状態

※2 発作タイプ



A. 意識障害が起き、状況にそぐわない行為を示す発作

B. 転倒する発作(意識障害の有無は問わない)

C. 意識を失い、行為が止まるが、倒れない発作

D. 意識ははっきりしているが、自分が思ったような動きができなくなる発作

## 2 くらしと社会生活をサポート…精神障害者保健福祉手帳

### どんなサポートが受けられるの？

- 全国で受けられるサービスの例
  - 税制上の優遇措置(所得税・住民税・相続税・自動車税などの減免、利子などの非課税)
  - NHK受信料の減免
  - 携帯電話の基本使用料金の割引
  - NTTの電話番号案内(104)が無料になる
  - 生活保護の障害者加算の手続きが簡素化される
  - 生活福祉資金の貸付
  - 障害者職場適応訓練の実施 など
- 都道府県、市町村独自のサービスの例
  - 医療費助成
  - 交通運賃割引
  - 公共料金の割引
  - 公共施設利用料の割引
  - 福祉手当
  - 公営住宅の優先入居 など

※症状の重さ(等級)に応じて受けられるサポートは異なります。お住まいの市町村でどんなサービスを受けられるかは、申請窓口で詳しくお聞きください。

### 有効期限は？

手帳の有効期限は2年間です。2年ごとに更新を行ってください。

## 2 暮らしと社会生活をサポート…精神障害者保健福祉手帳

### 精神障害者保健福祉手帳にトライ!

精神障害者保健福祉手帳の手続きは次のように行います。

#### どこで?

申請は、市町村の担当窓口で行ってください。担当課の名前は市町村によって異なります(「障害福祉課」「精神保健福祉課」など)。

#### 手続きに必要なものは?

1. 申請書(障害者手帳用申請書)
  - 市町村窓口にあります。(医療機関に置いてある場合もあります)
2. 医師の診断書\*または、精神障害による障害年金などの証書の写し

※精神障害の初診日から6か月以上経ってから、精神保健指定医または精神障害の診断または治療に従事する医師が記載したもの。主治医が精神科以外の医師の場合でも、てんかんの治療を継続的に受けていれば、診断書を書いてもらうことができます。

3. 本人の写真

#### 認定されたら…

都道府県・政令指定都市の精神保健福祉センターで審査が行われ、認められると、手帳が交付されます。

#### MEMO

- 申請は、家族や病院職員などが代行することもできます。
- 手続きの方法や必要書類は、各市町村で異なる場合があります。担当窓口や精神保健福祉センターでご確認ください。

## 2 くらしと社会生活をサポート…精神障害者保健福祉手帳

### 教えて! 精神障害者保健福祉手帳Q&A

**Q1** 精神障害者保健福祉手帳の等級はどのようにして分けられるのですか?

**A1** 1～3級の等級は、病気の状態や、そのために生じる生活能力の障害程度などから総合的に判断されます。てんかんの場合は、発作の程度と頻度が重要な判断要素になります。

- 1級…日常生活が一人ではできない状態
- 2級…日常生活に著しい困難があり、他人の援助が必要な状態
- 3級…日常生活や社会生活に制限を受ける状態

**Q2** 障害者手帳をもっていることで不利益になることはありませんか?

**A2** 手帳をもっていることが不利益になることはありません。いろいろなサービスを受けられるので、ぜひ利用してみてください。

**Q3** ほかの制度と一緒に使うことはできますか?

**A3** できます。自立支援医療制度や障害年金など、複数の福祉制度の認定を受けることができますが、それぞれに申請を行う必要があります。同時に申請したり、一方の証書を利用したりすることで、手続きが簡略化できる場合がありますので、担当課で相談・確認してください。

**Q4** 手帳をもちたくなかったら、返すことはできるのですか?

**A4** 障害が軽くなった場合や、手帳が必要でなくなった場合は、手帳を返還することができます。申請を行った担当窓口にお返してください。また、更新を行わないという選択もあります。

こんなことで困っていませんか？ こんな不安ありませんか？

# 生活費のしんぱい

てんかんのために  
思うように働けず、  
十分な収入が得られません。  
このままでは、家賃も払えなく  
なりそうです…

発作は  
あまり多くありませんが、  
精神的に不安定で、  
人間関係もうまくいきません。  
定年までちゃんと仕事を  
続けられるかどうか…

現在、私たち夫婦と  
同居している娘が、てんかんです。  
今は家から仕事に通い、  
経済的にも私たちが  
バックアップしていますが、  
私たちがいなくなってしまうことが  
心配です。

**『障害年金』をご存じですか？**  
**病気やけがのため**  
**十分に働けなくなった人の、**  
**生活費をサポートする制度です。**

### 3 生活費をサポート…障害年金

#### 障害年金はこんな制度です。

病気やけがによる障害で日常生活・社会生活・経済生活に困難が生じている人に、障害に応じた額の年金を支給します。

#### 利用できるのはどんな人？

おおまかに、次の条件を満たしている人です。

- 初診日(初めててんかんで病院を受診した日)から1年6か月以上経っていること
- 初診日に、公的年金(国民・厚生・共済)に加入していること
- 初診日以前の一定期間、保険料を納付していること
- 一定以上の障害があること
- 原則として、20歳以上65歳未満であること

#### どんなサポートが受けられるの？

- 障害の重さ(等級)に応じて年金が支給されます。障害が重いほど、もらえる年金額は多くなります。初診日にどの年金に加入していたかによって、支給される障害年金が異なります。

加入していた年金	障害年金	支給される年金額
国民年金	障害基礎年金 (1級・2級)	定額制(子供がいる場合などは加算あり)
厚生年金 (会社などに勤務していた人)	障害厚生年金 (1～3級)	年金に入っていた期間やもらっていた給与額などによって、もらえる年金額は変わります。
共済年金 (公務員など)	障害共済年金 (1～3級)	

※障害厚生年金・障害共済年金の1級・2級の人は、障害基礎年金も上乗せして支給されます。

- 初診日から5年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときは、障害手当金(一時金)が支給されます。

MEMO

年金支給のしくみは複雑です。原則どおりでなくても、障害年金がもらえる場合もあります。自分が条件に当てはまるかどうか、窓口で相談してみましょう。

**【参考】国民年金または厚生年金保険に加入していた場合の障害認定基準**

発作の重症度や頻度に加え、発作が起きていないときの精神神経症状や認知障害の結果、日常生活動作がどの程度損なわれ、社会的不利益を被っているのかという点を重視して認定が行われます。

障害の程度	障害の状態
1 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のAまたはBが月に1回以上あり、かつ常時の介護が必要なもの
2 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のAまたはBが年に2回以上、もしくは、CまたはDが月に1回以上あり、かつ、日常生活が著しい制限を受けるもの
3 級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のAまたはBが年に2回未満、もしくは、CまたはDが月に1回未満あり、かつ、労働が制限を受けるもの

※発作タイプ



- A. 意識障害が起き、状況にそぐわない行為を示す発作
- B. 転倒する発作(意識障害の有無は問わない)
- C. 意識を失い、行為が止まるが、倒れない発作
- D. 意識ははっきりしているが、自分が思ったような動きができなくなる発作

### 3 生活費をサポート…障害年金

## 障害年金にトライ!

障害年金の手続きは次のように行います。

### どこで?

申請の窓口はそれぞれ次のとおりです。

- 障害基礎年金 → お住まいの市町村の国民年金担当課
- 障害厚生年金 → 勤務先を所轄する社会保険事務所
- 障害共済年金 → 加入している共済組合

### 手続きに必要なものは?

最低限必要なものは、次のとおりです。

1. 医師の診断書 (障害認定日より3か月以内のもの)
2. 年金請求書
  - 市町村役場、年金事務所などにあります。
3. 加入している年金の年金手帳 (基礎年金番号通知書)、被保険者証
4. 病歴・就労状況等申立書
  - 発病から現在までの経過を詳しく記します。障害状態を確認するための補足資料です。
5. 受診状況等証明書
  - 診断書を書いてもらった医療機関と、初診のときに受診した医療機関が違う場合、初診時の医療機関で記載してもらいます。
6. 戸籍謄本 (3か月以内に発行されたもの)
7. 既に年金を受給しているときは年金証書
8. 年金の振込先の銀行の通帳のコピー (本人名義)
9. 印鑑

### MEMO

そのほか、子供の有無やご本人の状況によって、ほかに書類が必要な場合がありますので、担当課でご確認ください。

## 3 生活費をサポート…障害年金

## 教えて! 障害年金Q&amp;A

**Q1** 障害年金を受給していることを、勤務先に知られますか?

**A1** 知られることは、基本的にありません。手続きの書類などは本人に直接送られますし、障害年金は非課税なので、会社に申告する必要もありません。ただし、受給中に疾病手当金の請求をした場合は、年末調整の対象となるので、会社に知られることになります。

**Q2** 障害年金の等級と精神障害者保健福祉手帳の等級は同じものですか?

**A2** 障害年金と障害者手帳は審査の基準が違うので、基本的には両者の等級は関係がありませんが、精神障害者保健福祉手帳の審査基準に限っては、審査の厳しさは違うものの、障害年金の審査基準に非常に近いものになっています。

**Q3** 20歳未満や65歳以上だと、障害年金はもらえないのでしょうか?

**A3** 20歳以前・65歳以降であっても、初診日や障害認定日などの条件によっては障害年金が支給される場合があります。担当課でご確認ください。

**Q4** 障害年金は、一生もらい続けることができるのですか?

**A4** 障害年金の認定には「有期認定」と「永久認定」があり、てんかんは有期認定です。1～5年ごと(個々で異なります)に、診断書など、現況を報告する書類を提出する必要があります。障害の状態に変化があった場合は、等級が変わることや、支給が停止になることがあります。

# てんかん info 「てんかん info」

てんかん情報ウェブサイト

日本で約100人に1人の割合で発現するといわれる身近な病気「てんかん」。  
てんかんをお持ちのご本人はもちろん、ご家族、周りにいる人が一緒に語り合えるように、「てんかん」に関する情報を発信しています。



知っておきたい  
てんかん情報

てんかんにまつわる基本的な情報を動画や、わかりやすいイラストと図表を用いて解説しています。

- てんかんとは
- 診断と治療
- 発作時の対処法
- 日常生活と支援制度
- 「てんかん for School」など



いっしょに知ろう  
「てんかんストーリー」

てんかんをお持ちのご本人やご家族、関係者の方などの体験エピソードをご紹介します。



お役立ちツール

ダウンロードしてご利用いただける、てんかんの診断や治療、生活上の注意などをまとめた資料・冊子を配布しています。



服用解説動画

服用についての注意点や、正しい服薬のポイントなどを動画でご紹介しています。



てんかん情報ウェブサイト「てんかん info」  
<https://www.tenkan.info/>



## 利用できる福祉制度 チェックリスト

- てんかんと診断されていて、治療を受けている

Yes     No

Yesを選んだ人は、自立支援医療制度の対象となります

詳細はp.3～をご覧ください

- てんかんと診断されて6か月以上経過しており、日常生活や社会生活に困難がある

Yes     No

Yesを選んだ人は、精神障害者保健福祉手帳の対象となる可能性があります

詳細はp.8～をご覧ください

- てんかんと診断されて1年6か月以上経過しており、発作がコントロールされておらず、日常生活や社会生活に一定以上の困難がある。  
また、診断以前に、年金の納付を行っている

Yes     No

Yesを選んだ人は、障害年金の対象となる可能性があります

詳細はp.13～をご覧ください

